

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

規制の名称：健康診断等に係る記録の写し等の提供の義務

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：保険局医療介護連携政策課・高齢者医療課

評価実施時期：令和3年1月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

保険者等が被保険者等に対して適切かつ有効に保健事業を実施することを可能とするため、①保険者が事業者等に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等による健康診断に関する記録の写しを求める根拠規定②健康保険組合連合会又は国民健康保険団体連合会が事業者等に労働安全衛生法等による健康診断に関する記録の写しを、保険者に医療保険等関連情報をそれぞれ求める根拠規定③後期高齢者医療広域連合が健康保険組合等に特定健康診査等の情報を求める根拠規定を法律上に設けるとともに、これらを求められた者に対し当該情報を提供する義務を課すこととする（以下「本規制」という。）。本規制がなされなければ保健事業における健診情報等の活用が進まず、ひいては個々人の健康状態に合わせた適切かつ有効な保健事業の実施が困難となるおそれがあり、こうした事態を回避する必要がある。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行制度において健康診断等の記録の写し等を第三者に提供する場合には、特別の法律上の根拠が存在しないことから、個人情報の保護に関する法律等の一般的な規定に基づき、都度本人同意が必要とされている結果、情報の授受が進んでおらず、客観的な健康状態を示す健診情報というデータを活用した適切かつ有効な保健事業が進んでいないとの指摘がある。また、健康診断等の

記録の写し等を提供するにあたり個人の同意を得るために、これを提供することを求めることができる根拠規定を創設するだけでは、その求めに対しこれを提供するかどうかは個々の事業者等の判断に委ねられることになり、適切かつ有効な保健事業を行うことができるかどうかについて保険者等の間で差が生ずる。そのため、健康診断等の記録の写し等の提供の都度個人の同意をとることを不要するとともに、全ての保険者等において適切かつ有効な保健事業を行うことができるようにするべく、本規制を設ける必要がある。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

本規制により、事業者等に健康診断等の写し等の提供を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。

- ・健康診断等の記録の写し等の提供（提供に係る事務費：1件当たり数百円～）

#### 【行政費用】

国において、本規制の新設に直接関係する費用、人員等の増減はない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制の新設に伴い、保険者等による保健事業における健康診断等の記録の写し等の活用が進むことにより、被保険者等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を一定期間時系列に沿って紐付けることでの確に把握し、各々の健康状態等に応じた適切かつ有効な保健事業を実施することが可能となる。これにより被保険者等の予防・健康づくりが推進され、医療費の適正化や医療保険の保険料負担の軽減、また労働者の健康確保が図られ事業活動の促進につながる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

### 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の新設を行うことで、健康診断等情報の提供を求められた事業者等に一定の負担が生じるものの、本規制の新設により、保険者等による保健事業における健康診断等の記録の写しの活用が進み、被保険者等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を一定期間時系列に沿って紐付けすることでの確に把握し、各々の健康状態等に応じ適切かつ有効な保健事業を実施することが可能となることから、本規制の内容は適当と判断する。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

健康診断等の記録の写しの提供を努力義務とする対応が考えられる。

この場合、努力義務の遵守については、健康診断等の記録の写し等を求められた事業者等の判断に委ねられることになり、保健事業の適切かつ有効な実施について、保険者等の間で差が生じ、その効果が限定される。したがって、全ての保険者等において適切かつ有効な保健事業を行うことができるようにするべく、本規制を設ける必要がある。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難